

平成26年11月5日

厚生労働大臣 塩崎 恭久 様
農林水産大臣 西川 公也 様
内閣府特命担当大臣 有村 治子 様
消費者庁長官 板東 久美子様
内閣府消費者委員会委員長 河上 正二 様

一般社団法人 北海道消費者協会
会長 橋本 智子

食品表示等に係わる要請について

「食品表示」は、私たち消費者が商品を選択する際の重要な情報です。また、食品流通がグローバル化した現在、原産地表示や遺伝子組換え食品等の分かりやすく詳しい表示が「食の安全・安心」を確立する上で不可欠と言えます。

つきましては、現在国においては具体的な「食品表示基準」策定作業が大詰めを迎えておりますが、以下の点を「食品表示基準」に反映されるよう要請致します。

さらに、「機能性表示制度」については、消費者の安全を確保する視点が希薄となっており、消費者保護の観点から拙速な導入には反対します。

記

1. 食品アレルギーは健康・生命にかかわる重大な問題であり、事故のニュースも絶えません。アレルギー表示は現在、義務づけが7品目、推奨が20品目ですが、対象品目を拡大すること。また、消費者の利用が増加している中食・外食にも適用範囲を広げること。
2. 加工食品の原料原産地表示は商品を選択する際の最大の判断材料です。現在は22食品群と個別4品目が対象ですが、すべての加工食品を対象とすること。
3. 遺伝子組換え作物が人間や環境に与える影響は未知の部分も多く、消費者の多くが不安を感じていることをふまえ、重量割合に関わらず遺伝子組換え作物を使用した加工食品すべてを表示対象とすること。また、意図しない混入割合は現行の5%以下から、欧州連合(EU)並の0.9%未満に規制すること。
4. 食品添加物は、一括表示や簡略名ではどの物質をどの用途に使用したか判断できないので、一括表示と簡略名を廃止し、物質名と用途を併記する表示とすること。
5. 「機能性表示制度」については、経済優先の成長戦略が背景にあり、消費者の安全を確保する視点が希薄となっており、消費者保護の観点から十分な論議を尽くし、拙速な導入は行わないこと。